平成２５年（フ）第３０９号
金沢市八日市２丁目217番地　コープピサＮｏ．１―408号、従前の住所金沢市小立野２丁目13番６号、従前々の住所石川県能美市福島町へ190番地
債務者　ティーアールネットこと　虎谷　一之
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５号
埼玉県八潮市大字浮塚989番地５
債務者　伊豫部一明
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　邦広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
愛知県豊田市東新町１丁目33番地１　菜の花ガーデン101号、前住所神奈川県厚木市田村町８番９―604号
債務者　山本　浩平
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　広志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目29番14―502号、前住所兵庫県伊丹市荻野２丁目７番地辰己マンション101号
債務者　待場　隆史
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３４号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目２番41号
債務者　大内　正朗
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸隈　美波
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目19番８号　ウインディア166
債務者　西脇　宣輝
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　幹人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７１号
大阪府富田林市藤沢台６丁目23番13号107
債務者　小西　哲男
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
名古屋市熱田区南一番町８番18号　南一番センタービル328号
債務者　金田　敏幸
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２４号
横浜市港北区綱島上町48番地１　プラウド綱島上町419号
債務者　佐藤　　亨
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６４号
名古屋市西区児玉３丁目28番22号
債務者　伊藤　裕美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
北九州市門司区黄金町７番32―３号　ひとみの森Ｃ棟202号
債務者　加藤　真純（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９０号
千葉県柏市松ケ崎304番地１　ヤナイハイツ202号
債務者　遠藤　春夫
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３４号
千葉県柏市東中新宿４丁目７番３―202号
債務者　和田　庄治
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６号
和歌山県日高郡印南町大字南谷308番地の12
債務者　中出　真博
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第３８号
北海道苫小牧市日新町１丁目３番17号
債務者　林　　亜湖（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１２号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第20地割82番地６
債務者　高清水一志
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
仙台市泉区南光台東３丁目14番18号　アリス南光台第１―104、従前の住所仙台市青葉区水の森１丁目１番９号　パレス水の森202
債務者　浜口　　浩
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係